

第99期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時

開催場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
(御茶ノ水ソラシティ1階)
ソラシティカンファレンスセンター
Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



ネットで
招集

招集ご通知をネットで簡単・便利に!!

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8059/>



目次

第99期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7

議案及び参考事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

(添付書類)

事業報告	13
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。書面又はインターネットによる事前の議決権行使方法もぜひご活用ください。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。なお、本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第99期定時株主総会を開催するにあたり、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社においては、事業活動を通じてあらゆる社会課題に向き合う中で、我々の存在意義や使命は何であるかをあらためて考え、あるべき姿を明確にしつつ、時代の変化に適応した「これからの経営理念」を新たに制定いたしました。

この経営理念のもと、当社の存在意義を示していけるよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

代表取締役 社長執行役員 **宇野 一郎**

創業の精神

第一実業株式会社は、商事会社として
経済社会の流通機構の一翼を担い、
以て社会の繁栄に寄与することを目的として
協力一致して積極的に活動し、
堅実に運営して企業を安定成長せしめ、
此処に働く人々の生活の向上
幸福の増進を図る。

社は三原則

積極活動
堅実運営
協力一致

経営理念

ミッション

Mission

果たすべき使命

人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに

ビジョン

Vision

あるべき姿

「次世代型エンジニアリング商社」

時代の一步先を行くモノづくりパートナーを目指し、
当社のエンジニアリング機能を核として継続的な価値の提供により
グローバルにお客様事業の成長と持続可能な社会の実現に貢献します。

バリュー

Value

価値基準

信頼

社内外の関係者と協調し、ステークホルダーからの期待や社会的責任と当社目標を一致させながら、やりがいに溢れ、個人が尊重され、成長を実感できる会社を目指します。

成長

独自のエンジニアリング機能によるモノづくりへの貢献とともに、積極的な成長市場への投資・事業領域の拡大により継続的な成長を目指します。

貢献

経営の透明性と会社の継続的な品質の向上を通じて、重要な社会課題に積極的に取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献します。

証券コード 8059
2022年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
第一実業株式会社
代表取締役 社長執行役員 宇野 一郎

第99期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次ページのいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月23日（木曜日） 午前10時
- 2. 場 所** 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**

報告事項	1. 第99期（自2021年4月1日 至2022年3月31日） 事業報告及び計算書類報告の件 2. 第99期（自2021年4月1日 至2022年3月31日） 連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役賞与支給の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。



配信開始予定 2022年7月上旬頃 **配信URL** <https://www.djk.co.jp/ir/meeting.html>



<ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- オンデマンド配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。



1. 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時

2022年6月23日 (木) 午前10時



2. 郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

▶ 詳細につきましては5ページをご参照ください。



行使期限

2022年6月22日 (水) 午後5時00分必着



3. インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>) にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細につきましては5・6ページをご参照ください。

行使期限

2022年6月22日 (水) 午後5時00分まで

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.djk.co.jp/>) に掲載させていただきます。

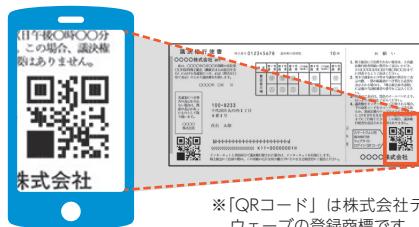
スマートフォンにてQRコードを読み取る方法

「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 QRコードを読み取る

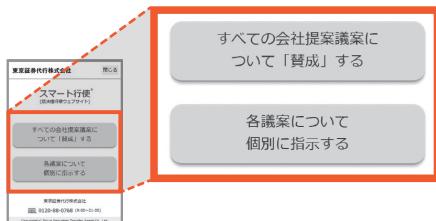
スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選択

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使プラットフォームによる 議決権行使のご案内 ～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

 0120-88-0768

受付時間：午前9時～午後9時

「ネットで招集」 サービスのご案内



「ネットで招集」からも
「スマート行使」にアクセスいただけます。

「ネットで招集」の「議決権行使」ボタンを選択すると、お手持の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。



<https://s.srdb.jp/8059/>

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

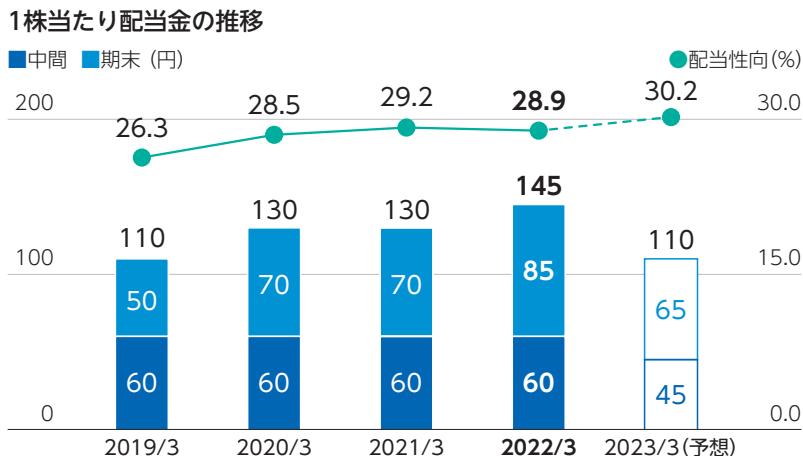
当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類
金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金85円 総額910,274,010円
これにより、中間配当（1株につき60円）を含めました年間配当は1株につき145円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日



定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 変更案第16条第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲内に限定するための規定を新設するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第16条（電子提供措置等）</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おくだよしひこ 奥田芳彦 (1957年8月20日生)	1976年 4月 福岡国税局入局 2004年 7月 福岡国税不服審判所 国税副審判官 2006年 7月 小倉税務署 副署長 2009年 7月 税務大学校専門教育部 教授 2013年 7月 鹿屋税務署 署長 2015年 4月 東京国税不服審判所横浜支所 支所長 2017年 4月 高松国税不服審判所 所長 2018年 6月 税理士登録 奥田芳彦税理士事務所開設 2020年 3月 株式会社ミルボン 社外監査役就任 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 奥田芳彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - (2) 奥田芳彦氏は、税理士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (3) 奥田芳彦氏が正式に社外監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりです。
会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。ただし、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
 - (4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認され、かつ奥田芳彦氏が正式に社外監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の概要は、当社の第99期事業報告31ページに記載のとおりです。
 - (5) 奥田芳彦氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、正式に社外監査役に就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届出を行う予定であります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額1億1,484万円を支給することといたしたいと存じます。なお、本議案における報酬額は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（当該方針の内容は、当社の第99期事業報告32ページをご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

第5号議案**取締役の報酬額改定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月22日開催の第93期定時株主総会において、月額2,300万円以内（うち社外取締役分は2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、月額150万円以内）、また別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対し、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、年額3,000万円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただいております。当社は2022年度を初年度とする新中期経営計画のもと、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を目指しており、その一環として中長期的な企業価値のさらなる向上の実現に向けて、役員報酬制度を見直すことといたしました。それに伴い取締役の報酬等の額を月額による定めから年額による定めに変更、当該報酬の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対しては固定的な基本報酬に加えて業績連動賞与を支給することとしたうえで、支給水準や取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案し、年額4億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,800万円以内）と定め、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、社外取締役が構成員の過半数を占めるガバナンス委員会の審議を経て、当社の取締役会の決議によることとしたいと存じます。社外取締役の報酬は、現行どおり基本報酬のみといたします。

本議案は、上記の目的、当社の取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を勘案しつつ、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定していることから、その内容は相当であると考えております。

なお、取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬額の内容については、本議案が承認された場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、後述の「(ご参考)新報酬制度の概要」のとおりの内容を取締役会で決議する予定としております。現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

(ご参考)新報酬制度の概要

1. 役員報酬制度の概要

取締役の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）、②全社業績等に連動する賞与、③譲渡制限付株式による株式報酬で構成します。

2. 各報酬の概要**① 基本報酬（本議案の報酬額の対象）**

役位毎の役割や責任を明確にし、それらに沿った金額を毎月一定額ずつ支給する金銭報酬です。

② 賞与（本議案の報酬額の対象）

全社業績指標に係る賞与（以下、「賞与A」と）、中期経営計画の達成に資する指標等に係る賞与（以下、「賞与B」）の2種類を支給します。賞与Aは連結業績の目標達成度に、賞与Bは中期経営計画の達成に資する指標等の達成度に基づいて、基準額の0%～130%で変動して支給する金銭報酬です。

③ 株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。役割に応じて毎年一定額の株式を支給し、役員の退任時に譲渡制限が解除される設計です。

3. 報酬決定の手続き・方法

取締役（社外取締役を除く。）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、ガバナンス委員会が審議し、取締役会に答申します。取締役会は、ガバナンス委員会からの答申について審議し、報酬を決定します。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

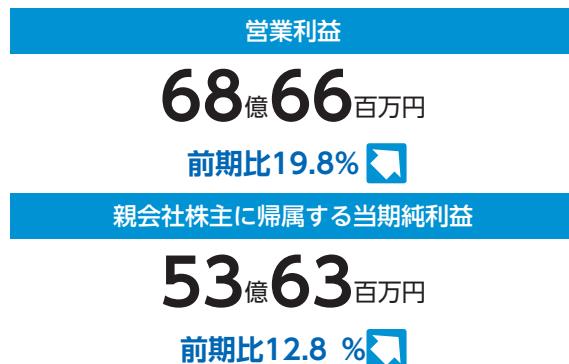
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、IT関連需要、脱炭素化の加速、SDGs達成に向けた需要といった具体的な動き、加えて設備投資や輸出の回復基調、景気回復への期待感が根底にあったものの、依然続く新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う行動制限、半導体の供給不足、原材料価格の高騰、自動車の減産、地政学的リスクの顕在化などによりそれらが押し下げられる形となりました。原材料価格の高騰、年度末にかけての円安基調が最終販売価格の値上げ圧力を高めていることから、全体として景気停滞・後退への警戒感が強まっております。

このような状況の中で、当社グループでは中期経営計画の最終年度として、計画当初に掲げた「次世代型エンジニアリング商社」に向けた足固めとする総仕上げを図りました。営業活動においては次世代エネルギーに特化したエナジーソリューションズ事業本部、エンジニアリングセンターの新設、脱炭素や脱プラスチック、医療などの社会課題をテーマとしたビジネスの推進、海外においては中国を中心に現地主導ビジネスの拡大に成果が出始めました。コーポレート領域においては、次世代を担う人材育成、働きがいの向上を目的とした新人事制度の導入、持続的な社会を実現するためのサステナビリティ基本方針の制定と当社におけるマテリアリティの特定などにも取り組みました。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中にあっても業績は年度を通じて堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は1,480億75百万円（前期は1,400億29百万円）となりました。

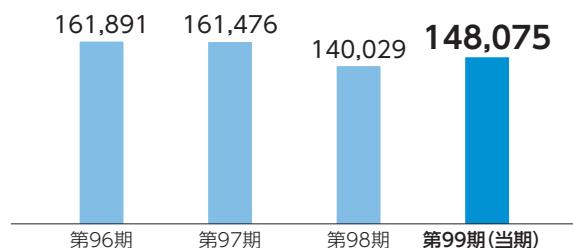
利益面では、営業利益は68億66百万円（前期は57億29百万円）、経常利益は77億92百万円（前期は64億64百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億63百万円（前期は47億54百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は115億98百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ67百万円減少しております。

業績ハイライト



業績の推移

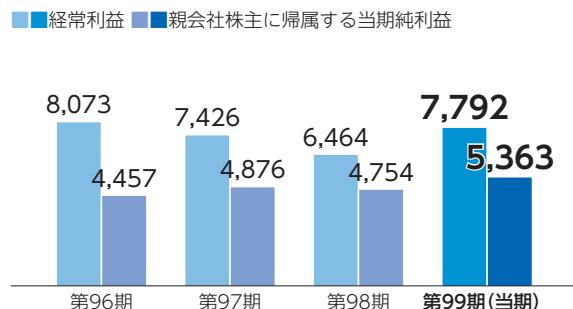
売上高 (百万円)



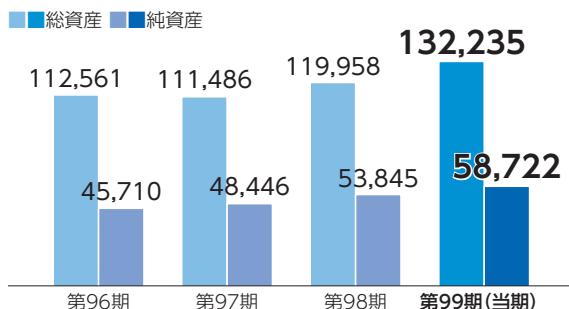
営業利益 (百万円)



経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



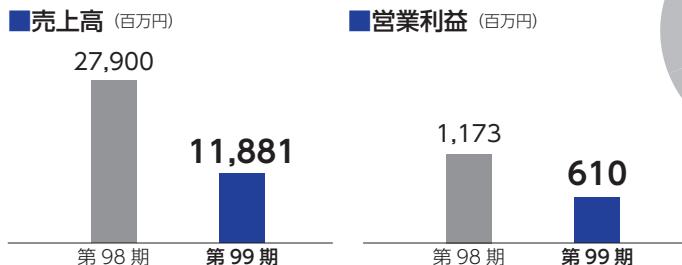
総資産／純資産 (百万円)



(注)当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当期の各数値は適用後の数値となっております。

セグメントの状況

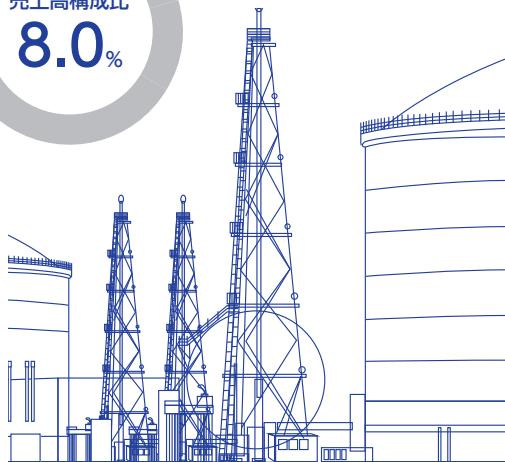
プラント・エネルギー事業



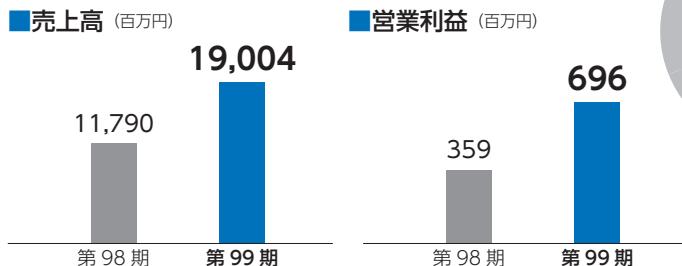
国内外向けの各種プラント用設備の売上が大幅に減少したため、売上高は118億81百万円（前期は279億円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は113億87百万円減少しており、セグメント利益（営業利益）は5億62百万円減少の6億10百万円（前期比48.0%減）となりました。

売上高構成比

8.0%



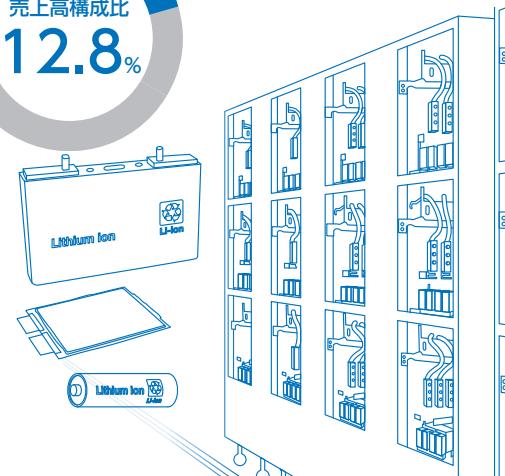
エネルギーソリューションズ事業



国内外向けリチウムイオン電池製造設備等の売上が大幅に増加したため、売上高は190億4百万円（前期は117億90百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1百万円増加しており、セグメント利益（営業利益）は3億36百万円増加の6億96百万円（前期比93.4%増）となりました。

売上高構成比

12.8%



産業機械事業

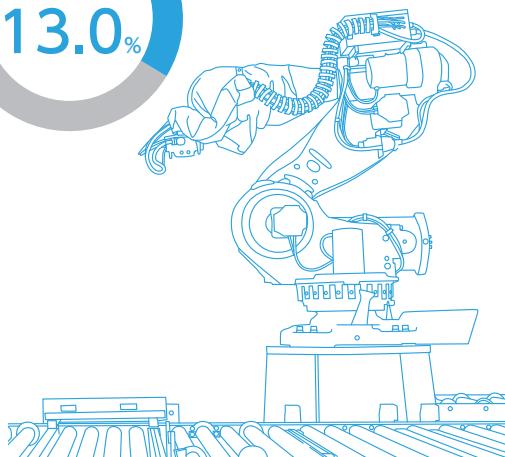
■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



プラスチック製品・食品関連業界向けの成形機及び周辺機器、自動加工機等の売上が増加したため、売上高は192億75百万円（前期は176億82百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は54百万円減少となりましたが、セグメント利益（営業利益）は7億14百万円増加の6億46百万円となりました。

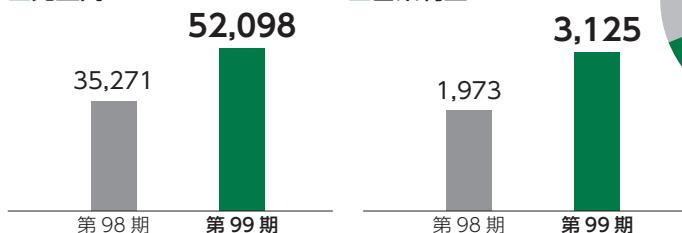
売上高構成比
13.0%



エレクトロニクス事業

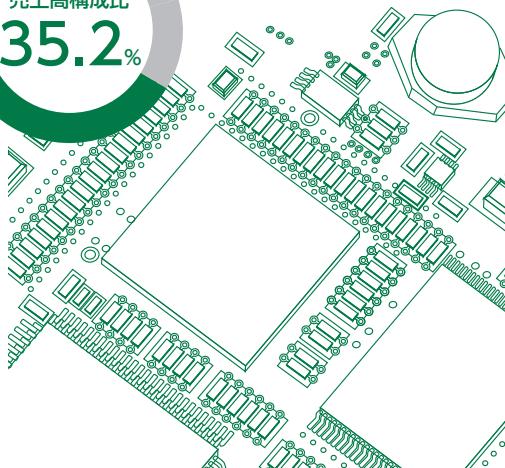
■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



IT及びデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の販売が大幅に増加したため、売上高は168億26百万円増加の520億98百万円（前期比47.7%増）、セグメント利益（営業利益）は11億52百万円増加の31億25百万円（前期比58.4%増）となりました。

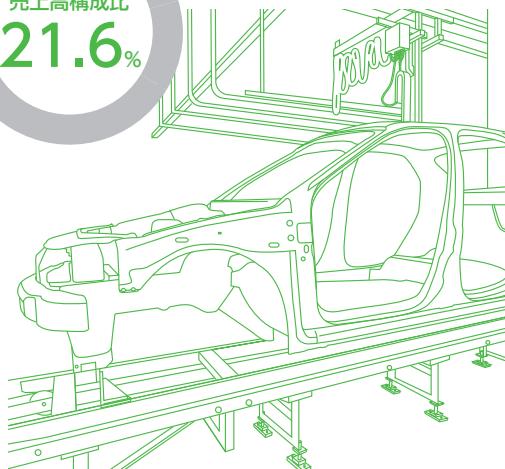
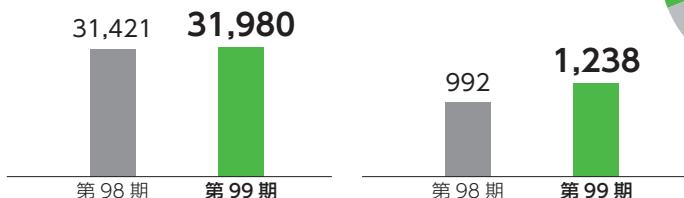
売上高構成比
35.2%



自動車事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)

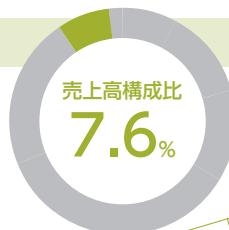
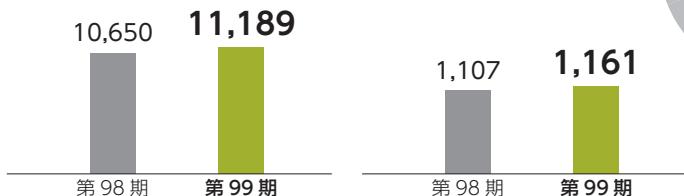


自動車関連業界向けの自動組立ライン、塗装ライン、車載電子部品製造関連設備等の売上が増加したため、売上高は319億80百万円（前期は314億21百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は57百万円減少となりましたが、セグメント利益（営業利益）は2億46百万円増加の12億38百万円（前期比24.8%増）となりました。

ヘルスケア事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



錠剤印刷検査装置やパッケージング用機器・装置等の売上が増加したため、売上高は111億89百万円（前期は106億50百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は9百万円減少となりましたが、セグメント利益（営業利益）は53百万円増加の11億61百万円（前期比4.8%増）となりました。

✈️ 航空・インフラ事業

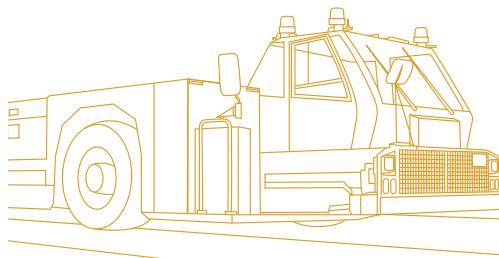
■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



売上高構成比

1.7%



航空機地上支援機材及び空港施設関連機器等の売上が大幅に減少したため、売上高は24億66百万円（前期は50億57百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は91百万円減少しており、セグメント損益（営業損益）は4億31百万円減少の79百万円の損失となりました。

（注）当連結会計年度より、新たにエナジーソリューションズ事業を設立したことに伴い、報告セグメントを従来の「プラント・エネルギー事業」から、「プラント・エネルギー事業」「エナジーソリューションズ事業」に変更しております。また、報告セグメントの名称を従来の「航空事業」から「航空・インフラ事業」に変更しております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資等はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度における重要な持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません。

(6) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、IT関連需要、脱炭素化の加速、SDGs達成に向けた需要といった具体的な動き、加えて設備投資や輸出の回復基調、景気回復への期待感が根底にありながらも、依然続く新型コロナウイルス感染症の影響、半導体の供給不足、原材料価格の高騰、自動車の減産、地政学的リスクの顕在化などによりそれらが押し下げられた形で当面は推移し、不透明な景況感、景気停滞・後退への強い警戒感が続くことが予想されます。

このような情勢、また中期経営計画「FACE2021」の振り返りの中で、当社では、社会・事業環境において大きな変革が続く昨今の状況を踏まえ、企業運営の抜本的な見直しと、より長期的な視野に立った戦略立案の必要性をこれまで以上に認識いたしました。そこで、当社の存在価値や使命は何であるかをいま一度見直すこととし、社会から求められる考え方への対応も含め、新たな経営理念と2030年のあるべき姿を見据えた成長戦略「V2030」を策定いたしました。さらに、当社のあるべき姿「次世代型エンジニアリング商社」の実現に向け、「V2030」からのバックキャストिंगにより、2022年度から2030年度までの各3年間で「創造」「成長」「飛躍」の期と位置づけ、新中期経営計画「MT2024」（創造期）を策定いたしました。

I. 新経営理念と成長戦略「V2030」（V:Vision）

Mission（果たすべき使命）

人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに

Vision（あるべき姿）

【次世代型エンジニアリング商社】

時代の一步先を行くモノづくりパートナーを目指し、当社のエンジニアリング機能を核として継続的な価値の提供によりグローバルにお客様事業の成長と持続可能な社会の実現に貢献します。

Value (価値基準)

- 【信頼】社内外の関係者と協調し、ステークホルダーからの期待や社会的責任と当社目標を一致させながら、やりがいに溢れ、個人が尊重され、成長を実感できる会社を目指します。
- 【成長】独自のエンジニアリング機能によるモノづくりへの貢献とともに、積極的な成長市場への投資・事業領域の拡大により継続的な成長を目指します。
- 【貢献】経営の透明性と会社の継続的な品質の向上を通じて、重要な社会課題に積極的に取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献します。

これら経営理念を実現させるため、6つの基本戦略と2030年度の目標を掲げました。

1. 「V2030」 基本戦略

- ① 積極的な投資
- ② PL経営+BS経営
- ③ マルチステークホルダーを意識した経営
- ④ モノ売りから「モノ×コト」売り
- ⑤ グローバルの成長を取り込む
- ⑥ DX推進

2. 「V2030」 定量目標 (連結)

売上高：300,000百万円、営業利益：12,500百万円、ROE：10%

II. 新中期経営計画「MT2024」(MT:Medium-Term Business Plan)

定性目標

1. 成長に向けた事業戦略

- ① エンジニアリング機能の強化
- ② 戦略的事業投資
- ③ グローバル企業とのビジネス拡大
- ④ DX強化

2. 経営基盤の強化

- ① ガバナンスの深化
- ② リスクマネジメントの強化
- ③ 財務戦略の強化
- ④ 人材戦略の強化
- ⑤ サステナビリティ経営の推進

事業報告

定量目標（連結）

区分	2021年度 (実績)	2022年度 (計画値)	2023年度 (計画値)	2024年度 (計画値)
受注高	154,702 百万円	170,000 百万円	180,000 百万円	200,000 百万円
売上高	148,075 百万円	140,000 百万円	170,000 百万円	185,000 百万円
営業利益	6,866 百万円	5,500 百万円	7,000 百万円	8,500 百万円
経常利益	7,792 百万円	5,800 百万円	7,200 百万円	8,700 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,363 百万円	3,900 百万円	4,800 百万円	5,800 百万円
ROE	9.6%		10%	

配当方針（連結）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。「V2030」の実現に向けた成長投資を含む今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案の上、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を配当性向の目安として、業績に応じた適正な配当を実施してまいります。

本計画の着実な遂行により、次世代をリードするような独自のエンジニアリングに重きを置いた商社を目指してまいります。

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受注高	183,288 百万円	161,979 百万円	152,328 百万円	154,702 百万円
売上高	161,891 百万円	161,476 百万円	140,029 百万円	148,075 百万円
営業利益	7,573 百万円	6,998 百万円	5,729 百万円	6,866 百万円
経常利益	8,073 百万円	7,426 百万円	6,464 百万円	7,792 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,457 百万円	4,876 百万円	4,754 百万円	5,363 百万円
1株当たり当期純利益	418.31 円	456.38 円	444.70 円	501.02 円
総資産	112,561 百万円	111,486 百万円	119,958 百万円	132,235 百万円
純資産	45,710 百万円	48,446 百万円	53,845 百万円	58,722 百万円
1株当たり純資産額	4,274.47 円	4,521.29 円	5,023.70 円	5,470.86 円

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (当事業年度) (2022年3月期)
受注高	155,488 百万円	139,481 百万円	132,316 百万円	128,244 百万円
売上高	134,647 百万円	135,899 百万円	126,439 百万円	121,701 百万円
営業利益	4,630 百万円	4,782 百万円	4,031 百万円	4,003 百万円
経常利益	5,011 百万円	5,219 百万円	4,527 百万円	4,879 百万円
当期純利益	2,489 百万円	3,352 百万円	3,329 百万円	3,610 百万円
1株当たり当期純利益	233.66 円	313.77 円	311.38 円	337.29 円
総資産	91,755 百万円	90,514 百万円	94,462 百万円	101,168 百万円
純資産	33,721 百万円	35,265 百万円	38,961 百万円	40,866 百万円
1株当たり純資産額	3,151.21 円	3,290.71 円	3,634.11 円	3,807.09 円

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320百万円	100%	機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
第一実業ソーラーソリューション株式会社	15	51	太陽光発電装置の保守・管理サービス
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	US\$ 500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
D J K E U R O P E G M B H	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
上海一実貿易有限公司	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK\$ 19,485千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	394	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100(49)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	THB 2,000千	49(49)	建設の請負
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
P T. D J K I N D O N E S I A	US\$ 300千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 760千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	INR 170,000千	100(100)	産業用各種機械器具の販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.の持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「①重要な子会社」に記載した17社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は1,480億75百万円(前期は1,400億29百万円)となりました。経常利益は77億92百万円(前期は64億64百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は53億63百万円(前期は47億54百万円)となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売及び各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売ならびに輸出入を行っております。また、一部商品については、子会社が製造を行っております。

(10) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支社	大阪、名古屋
支店	東北（仙台）、広島、福岡
出張所	富山
海外事業所	ソウル支店

② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
第一実業ソーラーソリューション株式会社	東京都千代田区
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT. DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	インド共和国ハリヤナ州

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,258 名	+29 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
558 名	+34 名	40.7 才	12.6 年

(12) 主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
株式会社みずほ銀行	2,080 百万円
株式会社三井住友銀行	1,690
株式会社三菱UFJ銀行	1,365
株式会社りそな銀行	1,170

2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,086,400株（自己株式を含む）
- (3) 株主数 3,841名（前期末比 142名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,173 ^{千株}	10.96 [%]
光通信株式会社	796	7.43
株式会社UH Partners 2	729	6.80
株式会社みずほ銀行	511	4.77
株式会社三井住友銀行	511	4.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	423	3.95
株式会社三菱UFJ銀行	373	3.48
株式会社りそな銀行	338	3.16
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	260	2.43
株式会社エスアイエル	215	2.00

（注）持株比率は、自己株式（377千株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,800 ^株	6 ^名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）上記のほか、執行役員10名に対して譲渡制限付株式4,700株を付与しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2011年9月発行 新株予約権	2013年9月発行 新株予約権	2015年9月発行 新株予約権	2017年9月発行 新株予約権	2019年9月発行 新株予約権
新株予約権の数	6個	20個	21個	49個	63個
保有人数					
当社取締役	2名	4名	4名	4名	4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,200株	4,000株	4,200株	9,800株	12,600株
新株予約権の払込価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2011年9月2日 ～ 2041年9月1日	2013年9月3日 ～ 2043年9月2日	2015年9月2日 ～ 2045年9月1日	2017年9月4日 ～ 2047年9月3日	2019年9月4日 ～ 2049年9月3日
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)	(別記5)

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2041年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2043年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記3)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2045年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記4)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2047年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記5)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2049年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況		氏名
代表取締役社長	(内部監査部、関係会社管掌)	宇野一郎
代表取締役専務取締役	(ヘルスケア事業本部、コーポレート支店管掌)	寺川茂喜
常務取締役	(産業機械事業本部、自動車事業本部、エンジニアリングセンター、アジア・中国エリア管掌、名古屋支社長、株式会社第一メカテック専務取締役)	二宮隆一
常務取締役	(エレクトロニクス事業本部、航空・インフラ事業部、経営企画本部、米州・欧州管掌)	上野雅敏
常務取締役	(プラント・エネルギー事業本部、エナジーソリューションズ事業本部管掌、大阪支社長)	* 丸本靖
常務取締役	(経理本部・総務本部管掌)	* 府川治
取締役	税理士	坂本嘉和
取締役	文筆家	田中幸恵
取締役	弁護士	山田奈美香
常勤監査役		川井昭宏
監査役	公認会計士、KDDI株式会社社外監査役	松宮俊彦
監査役	税理士	小山充義

- (注) 1. 取締役のうち坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち松宮俊彦氏及び小山充義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の川井昭宏氏は、当社管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役の松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏、監査役の松宮俊彦氏及び小山充義氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
6. *印を付した取締役は、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において選任され就任いたしました。
7. 2021年6月23日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役専務取締役の鹿毛之氏及び常務取締役の水本雅彦氏は任期満了により退任いたしました。
8. 監査役の松宮俊彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が

負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び国内外子会社の全取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は、取締役の報酬については、企業業績と企業価値の中長期的な向上を促すものとし、各役員の職責に見合った報酬体系としております。社外取締役を除く取締役には、役位、職責、在勤年数を主な考慮要素とした固定報酬と、会社業績の目標達成度に応じて変動する業績連動報酬及び株式報酬としての譲渡制限付株式報酬制度を併用し、社外取締役については、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。社外取締役を除く取締役の報酬については、独立社外取締役が構成員の過半数を占める任意のガバナンス委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会が決定しております。

また、決定方針は取締役会で決議することとしております。

なお、取締役会及び取締役会により委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定していることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査役の報酬は、独立性を担保する目的で監査役全員の同意により監査役会にて決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第93期定時株主総会において月額23百万円以内（うち、社外取締役月額1百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、取締役の月額23百万円以内のうち社外取締役の報酬額の月額は、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会の決議により1.5百万円以内に変更となりました。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。なお、本株主総会の第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の報酬額は、固定的な基本報酬

と業績連動賞与を合わせて年額4億50百万円以内に変更される予定です。

当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第81期定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社において、業績連動報酬等（賞与）については、取締役会の決議により代表取締役社長宇野一郎に一任して決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡るよう、取締役会はガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	395 (17)	251 (17)	114 (－)	26 (－)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	33 (10)	33 (10)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1. 会社業績向上に対する意識を高めるため、業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。当社の業績連動報酬は、成果・業績に対して処遇されるものであり、中期経営計画及び年度計画で掲げる各指標を全役員共通の評価指標に設定することにより、業績及び企業価値の向上に対する当該取締役の経営責任が一層明確になる内容としております。具体的には、役位別に基準を定め、年次計画及び中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各役員に係る報酬額を決定することとしております。なお、当事業年度においては年次計画及び中期経営計画に掲げる各指標を目標値とし、2022年3月期決算値をもとに算定しております。

2. 上記の非金銭報酬等の額には、当事業年度に費用計上したストック・オプション報酬4.8百万円及び譲渡制限付株式報酬22.0百万円を含んでおります。なお、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会決議において、ストック・オプション報酬に代わり譲渡制限付株式報酬を導入しております。また、非金銭報酬等の内容は、「2.株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」及び「3.新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名		出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	坂本 嘉和氏	取締役会	14回開催のうち14回	同氏は、国税局における長年にわたる経験を通して培われた、財政、金融、財務等に関する高い知見、識見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
取締役	田中 幸恵氏	取締役会	14回開催のうち14回	同氏は、上場企業のIR活動における経営者への取材・執筆活動等を通じて培った知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
取締役	山田 奈美香氏	取締役会	14回開催のうち14回	同氏は、弁護士として有する企業法務に関する幅広い知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
監査役	松宮 俊彦氏	取締役会 監査役会	14回開催のうち12回 16回開催のうち16回	同氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、幅広い経験と高い識見に基づいて議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	小山 充義氏	取締役会 監査役会	14回開催のうち14回 16回開催のうち16回	同氏は、税理士として有する財務及び会計に関する高い知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 51百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額 51百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：2015年6月23日）しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要あると認めたときは取締役に對し改善を助言又は勧告しなければならない。
- ③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行部門及び当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定どおり進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。
- ② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び監査役に配布される体制をとる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役付取締役によって構成される常務会において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期首に定める各取締役及び各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。
- ② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。
- ③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役及び監査役に報告するものとする。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。
- ② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。
- ③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、又はコンプライアンス上問題があると認められた場合には、代表取締役に報告するものとする。
- ⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

(8) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制 その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。
 - ・当社及び当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更

- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書、各種取引申請書及び監査役から要求された会議議事録
- ② 監査役は、必要に応じて当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、前号の報告を求めることができる。
 - ③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。
 - ⑥ 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社及び当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
 - ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は原則として月1回（当事業年度は14回）定期的に開催し、法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

(2) 監査役会

監査役会は当事業年度中16回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。併せて、社外取締役、会計監査人及び内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役、執行役員及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月1回開催の全社営業会議や年4回開催の予算会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

(3) コンプライアンス及び社内研修

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Eラーニングや社内研修を通じて法令、定款及び社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

(4) 内部統制及び内部監査部

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。
株式数は単位未満、持株比率は小数点第2位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	115,021	流動負債	71,292
現金及び預金	28,422	支払手形及び買掛金	28,682
受取手形及び売掛金	35,184	短期借入金	7,082
電子記録債権	9,486	未払法人税等	1,375
商品及び製品	19,402	前受金	27,362
仕掛品	1,392	製品保証引当金	241
原材料及び貯蔵品	550	賞与引当金	964
前渡金	15,938	役員賞与引当金	152
その他	4,752	受注損失引当金	66
貸倒引当金	△109	その他	5,364
固定資産	17,213	固定負債	2,220
有形固定資産	3,073	長期借入金	360
建物	2,195	繰延税金負債	974
機械装置及び運搬具	607	役員退職慰勞引当金	20
工具、器具及び備品	1,454	退職給付に係る負債	463
土地	527	その他	402
E S C O事業資産	132	負債合計	73,512
太陽光発電事業資産	763		
賃貸用資産	909	純資産の部	
建設仮勘定	88	株主資本	54,742
減価償却累計額	△3,606	資本金	5,105
無形固定資産	1,651	資本剰余金	3,812
製造販売権	45	利益剰余金	46,683
ソフトウェア	111	自己株式	△858
ソフトウェア仮勘定	1,491	その他の包括利益累計額	3,845
その他	2	その他有価証券評価差額金	2,737
投資その他の資産	12,488	繰延ヘッジ損益	△414
投資有価証券	9,858	為替換算調整勘定	1,274
退職給付に係る資産	1,270	退職給付に係る調整累計額	248
繰延税金資産	484	新株予約権	96
その他	1,017	非支配株主持分	38
貸倒引当金	△142	純資産合計	58,722
資産合計	132,235	負債・純資産合計	132,235

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		148,075
売上原価		123,936
売上総利益		24,138
販売費及び一般管理費		17,271
営業利益		6,866
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	233	
仕入割引	273	
その他	537	1,138
営業外費用		
支払利息	30	
支払手数料	80	
その他	101	212
経常利益		7,792
特別利益		
投資有価証券売却益	243	243
特別損失		
投資有価証券売却損	5	5
税金等調整前当期純利益		8,030
法人税、住民税及び事業税	2,440	
法人税等調整額	215	2,656
当期純利益		5,374
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		5,363

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,788	百万円 42,436	百万円 △895	百万円 50,434
会計方針の変更による累積的影響額			274		274
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,105	3,788	42,711	△895	50,709
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,390		△1,390
親会社株主に帰属する当期純利益			5,363		5,363
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		23		42	66
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	23	3,972	37	4,032
2022年3月31日残高	5,105	3,812	46,683	△858	54,742

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額			
2021年4月1日残高	百万円 3,099	百万円 △141	百万円 81	百万円 237	百万円 107	百万円 26	百万円 53,845
会計方針の変更による累積的影響額							274
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,099	△141	81	237	107	26	54,120
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,390
親会社株主に帰属する当期純利益							5,363
自己株式の取得							△5
自己株式の処分							66
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△361	△273	1,192	11	△11	12	569
連結会計年度中の変動額合計	△361	△273	1,192	11	△11	12	4,602
2022年3月31日残高	2,737	△414	1,274	248	96	38	58,722

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	83,160	流動負債	59,205
現金及び預金	9,686	買掛金	26,344
受取手形	1,626	短期借入金	7,020
電子記録債権	9,371	未払法人税等	870
売掛金	30,075	前受金	19,745
商品	15,125	賞与引当金	670
前渡金	12,869	役員賞与引当金	114
短期貸付金	300	受注損失引当金	66
未収入金	2,624	製品保証引当金	213
その他	1,492	その他	4,159
貸倒引当金	△10	固定負債	1,096
固定資産	18,008	長期借入金	360
有形固定資産	2,234	繰延税金負債	442
建物	1,386	その他	293
機械装置及び運搬具	62	負債合計	60,301
工具、器具及び備品	973		
土地	527		
E S C O事業資産	132	純資産の部	
太陽光発電事業資産	763	株主資本	38,447
賃貸用資産	827	資本金	5,105
建設仮勘定	48	資本剰余金	3,812
減価償却累計額	△2,487	資本準備金	3,786
無形固定資産	1,581	その他資本剰余金	26
製造販売権	45	利益剰余金	30,388
ソフトウェア	48	利益準備金	970
ソフトウェア仮勘定	1,487	その他利益剰余金	29,417
投資その他の資産	14,192	建物圧縮記帳積立金	23
投資有価証券	7,742	別途積立金	4,442
関係会社株式	5,050	繰越利益剰余金	24,952
その他	1,541	自己株式	△858
貸倒引当金	△141	評価・換算差額等	2,323
		その他有価証券評価差額金	2,740
		繰延ヘッジ損益	△417
		新株予約権	96
		純資産合計	40,866
資産合計	101,168	負債・純資産合計	101,168

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		121,701
売上原価		107,158
売上総利益		14,542
販売費及び一般管理費		10,538
営業利益		4,003
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	705	
仕入割引	273	
その他	62	1,047
営業外費用		
支払利息	16	
為替差損	34	
支払手数料	55	
その他	64	171
経常利益		4,879
特別利益		
投資有価証券売却益	243	243
特別損失		
投資有価証券売却損	5	5
税引前当期純利益		5,117
法人税、住民税及び事業税	1,445	
法人税等調整額	62	1,507
当期純利益		3,610

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金		
					建物圧縮 記帳積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2021年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 2	百万円 970	百万円 24	百万円 4,442	百万円 22,456
会計方針の変更による 累積的影響額							274
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,105	3,786	2	970	24	4,442	22,731
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,390
建物圧縮記帳積立金の取崩					△1		1
当期純利益							3,610
自己株式の取得							
自己株式の処分			23				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	23	-	△1	-	2,220
2022年3月31日残高	5,105	3,786	26	970	23	4,442	24,952

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2021年4月1日残高	百万円 △895	百万円 35,892	百万円 3,107	百万円 △145	百万円 107	百万円 38,961
会計方針の変更による 累積的影響額		274				274
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△895	36,167	3,107	△145	107	39,236
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,390				△1,390
建物圧縮記帳積立金の取崩		-				-
当期純利益		3,610				3,610
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	42	66				66
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			△367	△271	△11	△650
事業年度中の変動額合計	37	2,280	△367	△271	△11	1,629
2022年3月31日残高	△858	38,447	2,740	△417	96	40,866

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

第一実業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一実業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

第一実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一実業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、Web会議システム等の手段も活用しながら、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

第一実業株式会社 監査役会

常勤監査役	川 井 昭 宏	㊟
社外監査役	松 宮 俊 彦	㊟
社外監査役	小 山 充 義	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

ソラシティカンファレンスセンター Room C

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地(御茶ノ水ソラシティ1階) 電話 03(6370)8600



交通機関

- JR中央線・総武線
「御茶ノ水」駅(聖橋口)より徒歩2分
- 東京メトロ千代田線
「新御茶ノ水」駅(B2出口)より徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線
「御茶ノ水」駅より徒歩5分

お願い 会場には駐車場がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。